

# 審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：  （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転経歴証明書を交付したのが、徳島県公安委員会であれば、当該申請の当日中
申 請 先：徳島県公安委員会（警察本部交通部運転免許課）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許課（088-699-0110）
備 考：